

審 査 基 準

令和 4 年 3 月 15 日 作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 2 第 1 項
処 分 の 概 要：指定射撃場の指定
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 5 条第 1 項（許可の基準）、第 5 条の 2 第 2 項第 2 号・第 3 号（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの許可の基準の特例）、第 9 条の 2 第 1 項</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）</p> <p>指定射撃場の指定に関する内閣府令第 2 条（射撃を行う銃砲の種類による指定射撃場の種類）、第 3 条（指定射撃場の種類ごとの区分）、第 4 条（位置に関する基準）、第 5 条（構造設備の基準）、第 6 条（設置者の基準）、第 6 条の 2（管理者の基準）、第 8 条・第 9 条（指定射撃場の管理方法の基準）、第 1 0 条（申請の手続）</p> <p>暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則</p>
審 査 基 準：別紙のとおり
標 準 処 理 期 間：3 5 日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：射撃場の所在地を管轄する警察署の生活安全課窓口
問 合 せ 先：愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 電話 052-951-1611 内線3176
備 考：